

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案
規制の名称	(1)木造建築物に設ける筋かいに係る基準の見直し(建築基準法施行令第45条関係) (2)鋼材の接合方法規制の見直し(建築基準法施行令第67条関係) (3)人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターに係る建築確認等の適用除外(建築基準法施行令第146条関係)
規制の区分	規制の緩和
担当部局	国土交通省住宅局建築指導課、参事官(建築企画担当)付
評価実施時期	令和6年3月15日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1)・(2) 脱炭素社会の実現に資するための建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号。以下「改正法」という。)において、省エネ基準への適合が義務付けられる建築物の範囲が拡大すること等に伴い、天井裏等に省エネ設備(断熱材や空調ダクト等)を設置するなどにより、階高の高い建築物へのニーズが高まるとともに、これまで以上に重量のある建築物の増加が想定される中、現行規定を存置した場合、設計上の負担が大きく、建築物における省エネ化の促進に支障をきたす可能性がある。</p> <p>(3) 改正法において、改正前の法第6条第1項第4号に掲げる建築物のうちの一部(2階かつ延べ面積200~500㎡の木造建築物等)が改正後の同項第2号に移ることに伴い、これらの建築物にエレベーターを後付けする場合には新たに建築確認等の手続きが必要となる。このため、例えば、木造2階建ての一定規模以上の住宅等にホームエレベーターを後付けする場合など、建築主等において新たな負担が発生することとなる。</p> <p>[規制の内容]</p> <p>(1) 木材及び鉄筋と同等以上の強度を有する材料を筋かいに使用できることとするとともに、筋かいの一端のみを仕口に接続させることを可能とすることとする。</p> <p>(2) 鋼材の接合部に一定程度のずれが生じても建築物全体の安全性に支障を及ぼさない一定の規模の建築物(軒高9m以下かつ張り間13m以下かつ延べ面積3,000㎡以下)以外の建築物であっても、高さが16m以下かつ階数が3以下であること等の一定の要件を満たす建築物については、ボルト接合によって鋼材を接合することを可能とすることとする。</p> <p>(3) これまでの技術的知見の蓄積を踏まえ、使用頻度が低く劣化が生じにくいこと等の一定の要件を満たすエレベーターについては、過去に大きな事故は殆ど発生しておらず、建築基準への適合性に係る審査を不要とした場合であっても、その安全性が損なわれることがないと判明したことに伴い、当該エレベーターについては、後付けの際の建築確認等の手続きを不要とする。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	(1)~(3) 当該規制の緩和に伴う遵守費用は発生しない。

(行政費用)	(1)～(3) 当該規制の緩和に伴う行政費用は発生しない。
直接的な効果(便益)の把握	(1)・(2) 当該規制の緩和により、建築主等に対し安全確保に見合う合理的な経済負担を可能とする効果があるが、当該効果は、対象となる建築物の用途、規模、構造等によって異なるため、定量的に把握することは困難である。 (3) 当該規制の緩和により、建築主等及び審査主体に対し安全確保に見合う合理的な経済負担を可能とする効果があるが、当該効果は、対象となるエレベーターの規模、構造等によって異なるため、定量的に把握することは困難である。
副次的な影響と波及的な費用の把握	副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の関係	(1)～(3) 当該規制の緩和に伴う追加的な遵守費用及び行政費用は発生しないため、効果(便益)が費用を上回ると考えられることから、当該規制の緩和を行うことが妥当である。
代替案との比較	[代替案の内容] (1) 木造建築物の軸組に設ける筋かいの材料について、引き続き木材又は鉄筋のみの使用を認めるとともに、引き続きその端部の両方を柱と横架材との仕口に緊結しなければならないこととする。 (2) 高さが16m以下かつ階数が3以下であること等の一定の要件を満たす建築物であっても、引き続き高力ボルト接合等によらなければならないこととする。 (3) 全てのエレベーターについて、後付けの場合の建築確認等の手続きを求める。 [緩和案と代替案の比較] (1) 代替案及び緩和案のいずれにおいても費用は変わらないものの、当該緩和案においては建築主等に対し安全確保に見合う合理的な経済負担を可能とすることから、当該緩和案が妥当である。 (2) 代替案及び緩和案のいずれにおいても費用は変わらないものの、当該緩和案においては建築主等に対し安全確保に見合う合理的な経済負担を可能とすることから、当該緩和案が妥当である。 (3) 代替案は、規制緩和案と比較して遵守費用及び行政費用を要する一方、当該緩和案においても、後付けするエレベーターの安全性が損なわれることがないことに鑑みると、その相対的な効果(便益)は限定的であり、当該緩和案が妥当である。
その他関連事項	建築構造基準委員会において検討したほか、有識者、関係団体等への説明や意見聴取等を行って検討した。
事後評価の実施時期等	改正法及び本制令案の施行が同時期であるため、施行から5年を経過した時点において、改正法と併せて事後評価を実施する。
備考	